

女性医師等勤務環境整備事業実施要綱

- 第1 女性医師等就労支援事業・・・・・・・・・・ P 1
- 第2 女性医師支援センター事業・・・・・・・・・・ P 2

第1 女性医師等就労支援事業

1. 目的

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

そのため、離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業の内容

(1) 相談窓口事業

- ① 相談員（コーディネーター）を配置し、女性医師等の仕事と家庭の両立支援のための相談（出産、育児、勤務時間、復職等）を行う。
- ② 復職研修受入医療機関の情報収集及び復職希望女性医師等へ情報の提供を行う。
- ③ 保育施設等の情報収集及び提供を行う。

(2) 病院研修及び就労環境改善事業

- ① 女性医師等の復職研修受入を行っている医療機関において、指導医のもとで研修（復職後に実施する研修については、復職日から3ヶ月までに実施するものに限る）を実施する。
なお、復職研修受入医療機関にあつては、研修受講者の院内保育所利用に配慮するものとする。
- ② 医療機関において、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う。
(例：短時間勤務の導入、出勤希望日制の導入、宿日直の免除、保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）、院内での就労環境改善委員会の設置 等)

第2 女性医師支援センター事業

1. 目的

臨床医に占める女性医師の割合は約15%であるが、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数は急増していくと予想される。女性医師は出産や育児により離職せざるを得ない状況にあり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本医師会(以下「同法人」という。)とする。

(1)女性医師バンク事業

①事業内容

就業を希望する女性医師と、医師の採用を希望する医療機関の情報をコンピュータを通じて収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。

また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要なに応じて実情把握調査等を行う。

②運営基準

ア 同法人は、東日本、西日本にそれぞれ拠点を設け、各々にコーディネーター等、必要なスタッフを配置すること。

イ 同法人は、国や関係諸団体との密接な連携の下に本システムの運用を行うこと。

ウ 同法人は、女性医師と勤務予定の医療機関における勤務条件等について調整すること。

エ 同法人は、女性医師が就業後、継続して勤務できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

オ 同法人は、女性医師バンク事業を広く普及させるため、啓発普及並びに実情調査を行うこと。

カ 当該事業において、女性医師、医療機関にかかる登録等の手数料は徴収しないものとする。

(2)再就業講習会事業

①事業内容

女性医師の就業を支援することについて効果のある講習会、講演会等の実施または支援を行う。さらにその他様々な啓発活動の実施に向

けての支援を行う。

②運営基準

- ア 同法人は、医師の採用を希望する医療機関が行う医師の経験、能力に応じた講習に対し、必要に応じて適切な支援を行うこと。
- イ 上記以外に同法人は、再就業をする女性医師と相談の上、医療機関が必要とする知識及び技術を習得できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。
- ウ 同法人は、医師の採用を希望する医療機関に対する講習会、女性医師のキャリア継続に関する講習会及び保育相談員の養成講習会等を必要に応じて各都道府県医師会等と連携して行うこと。
- エ 同法人は、医師会が主催する研修会、講習会、講演会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の女性医師に対して学習機会を確保することにより、就業継続及び復職の支援を行う。